

## ■クーリング・オフは消費者の強い味方！！■（3月）

### <相談事例>

電気温水器の点検に来た業者から、浄水器を勧められて契約した。よく考えたらやっぱり必要がないので、解約したい。クーリング・オフできるか？

### <アドバイス>

訪問販売での契約なので、契約日（契約書面を受領した日）から8日以内であれば、クーリング・オフできます。ハガキでクーリング・オフの通知を出すよう助言しました。

### <クーリング・オフ>

クーリング・オフは訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合に、一定期間であれば無条件で一方的に契約を解除できる制度です。

- クーリング・オフの期間内に必ず書面（ハガキ）で出します。
- クレジット契約をしている場合は、販売会社と信販会社に同時に通知します。
- ハガキの両面コピーを取り、「特定記録」または「簡易書留」で出し、コピーと送付の記録は証拠として保管しておきます。（5年間）
- 頭金などを支払っていたお金は返金され、商品を受け取っていた場合は業者負担で引き取ってもらえます。

### [クーリング・オフ制度]

取引内容	期間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む）	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
特定継続的役務（エステサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）	8日間

業務提供誘引販売（内職商法，モニター商法）	20 日間
訪問販売	8 日間

※ 期間は契約書を交わした日を含みます。詳しくは，消費生活センターに相談  
ください。